

意見書案第 3 号

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書案

上記の意見書案を提出する。

平成 30 年(2018 年)3 月 22 日

提出者 山 内 善 男

賛成者 夏 川 嘉一郎

賛成者 上 杉 正 敏

賛成者 西 川 正 義

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれています。また「安いコメ」の定着によって、生産者だけでなく米の流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。

こうしたなかで政府は、農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしていますが、この低米価では規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機におちいりかねません。

平成 22 年度に始まった「農業者戸別所得補償制度」は、コメの生産数量目標を達成した販売農家に対して、生産費に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本に交付する「直接支払い（10 a 当たり 15,000 円）」が行われ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。

平成 25 年度からは、「経営所得安定対策」に切り替わり、コメについては 26 年度産から 10 a 当たり 7,500 円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域が一層疲弊しています。しかもこの制度も平成 30 年度産米から廃止されようとしています。

これでは、稲作農家が成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことはあきらかです。

私たちは、今こそ欧米では当たり前になっている、経営を下支えする政策を確立することが必

要だと考えます。そうした観点から、当面、生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年(2018 年)3 月 22 日

彦 根 市 議 会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿